

新 旧 対 照 表

○ 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条の10（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）関係</p> <p>（譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合）</p> <p>37の10—24</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式若しくは合併親法人の株式又は所得税法令第112条第2項（合併により取得した株式等の取得価額）に規定する無対価合併が行われた場合の合併法人の株式の1株当たりの取得価額は、<u>同条第1項又は第2項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</u></p> <p>イ ロ以外の合併</p> $\text{取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりのみなし配当額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりの合併法人の株式又は合併親法人の株式の取得費用} \end{array} \right] \div \text{旧株1株について取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の数}$ <p>ロ 所得税法令第112条第2項に規定する無対価合併</p> $\frac{\text{無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額}}{\text{合併法人の1株の従前の取得価額}} = \left[\frac{\text{無対価合併の直前に有していた旧株1株の従前の取得価額}}{\text{旧株の株式の数}} \times \frac{\text{合併法人の株式の数}}{\text{人の株式の数}} \right]$ <p>なお、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条の3第2項第1号に規定する無</p>	<p>措置法第37条の10（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）関係</p> <p>（譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合）</p> <p>37の10—24</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令第112条第1項（合併により取得した株式等の取得価額）の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</u></p> $\text{取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりのみなし配当額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりの合併法人の株式又は合併親法人の株式の取得費用} \end{array} \right] \div \text{旧株1株について取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の数}$

改 正 後	改 正 前
<p>対価合併のうち、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の8に規定する適格合併以外の合併が行われた場合の当該無対価合併後の合併法人の株式1株当たりの取得価額は、合併法人の1株当たりの従前の取得価額となる。</p> <p>(3)</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—公募株式等証券投資信託等の信託の併合の場合)</p> <p>37の10—24の2</p> <p>(1)</p> <p>(2)、所得税法令第112条第3項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—株式等証券投資信託等の信託の併合の場合)</p> <p>37の10—24の3</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における株式等証券投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第3項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10—25</p> <p>(1)</p> <p>(注)</p>	<p>(3)</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—公募株式等証券投資信託等の信託の併合の場合)</p> <p>37の10—24の2</p> <p>(1)</p> <p>(2)、所得税法令第112条第2項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—株式等証券投資信託等の信託の併合の場合)</p> <p>37の10—24の3</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における株式等証券投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第2項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10—25</p> <p>(1)</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(注)、次により計算した割合（分割法人の<u>所得税法第25条第1項第2号に規定する分割型分割</u>（以下(1)において「分割型分割」という。）の直前の法人税法第2条第16号（定義）に規定する資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には零と、当該分割型分割の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、.....。</p> <p>.....</p> <p>(注) 1 分割法人の分割型分割の直前の帳簿価額による。</p> <p>(注) 2 分割法人の分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度等の終了の時の帳簿価額による。</p> <p>.....、所得税法令第113条第3項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）の規定により、.....。</p> <p>.....</p> <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人又は所得税法令第113条第2項に規定する無対価分割型分割が行われた場合の分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条第1項から第3項までの規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> <p>イ <u>ロ以外の所得税法第24条第1項に規定する分割型分割</u></p> $\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \text{旧株1株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$ $\text{取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} \\ \times \text{純資産移転割合} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株について取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の数} \\ + \text{親法人の株式1株当たりのみなし配当額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得費用} \\ + \text{分割承継親法人の株式1株当たりの取得費用} \end{array} \right]$ <p>ロ <u>所得税法令第113条第2項に規定する無対価分割型分割</u></p> $\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{の取得価額}} = \left[\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{の取得価額}} \times \text{純資産移転割合} \right]$	<p>.....</p> <p>(注)、次により計算した割合（分割法人の<u>同号に規定する分割前事業年度終了の時</u>（以下この項において「分割前事業年度終了時」という。）の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号（定義）に規定する資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には零と、当該分割前事業年度終了時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、.....。</p> <p>.....</p> <p>(注) 1 分割法人の分割前事業年度の終了の時による。</p> <p>(注) 2 分割法人の分割前事業年度等の終了の時による。</p> <p>.....、所得税法令第113条第2項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）の規定により、.....。</p> <p>.....</p> <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条第1項又は第2項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \text{旧株1株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$ $\text{取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得価額} = \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} \\ \times \text{純資産移転割合} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株について取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の数} \\ + \text{親法人の株式1株当たりのみなし配当額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得費用} \\ + \text{分割承継親法人の株式1株当たりの取得費用} \end{array} \right]$

改 正 後	改 正 前
$\frac{\text{取得した分割承継法人の株式1株当たりの取得価額}}{\text{分割承継法人の株式1株の従前の取得価額}} = \left(\frac{\text{旧株1株の従前の取得価額}}{\text{純資産}} \times \frac{\text{移転割合}}{\text{合}} \times \frac{\text{旧株の株式の数}}{\text{分割承継法人の株式の数}} \right) \pm \dots$ <p>なお、法人税法施行令第4条の3第6項第1号に規定する無対価分割のうち法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割以外の分割が行われた場合の分割法人の株式1株当たりの取得価額は、旧株1株の従前の取得価額となり、分割承継法人の株式1株当たりの取得価額は、分割承継法人の株式1株の従前の取得価額となる。</p> <p>(3) 法人税法第2条第12号の9イに規定する分割型分割に係る分割法人が措置法第37条の10第3項第2号に規定する法人の分割に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、・・・・・・・・。</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合) 37の10—25の2 ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) 「分割移転割合」は、所得税法令第113条第6項に規定する割合で、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・・・。 (注) 2 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・、所得税法令第113条第7項の規定により、次の算式によって計算した金額となり、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・、所得税法令第113条第6項又は第7項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p>	<p>(3) 法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割に係る分割法人が措置法第37条の10第3項第2号に規定する法人の分割に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、・・・・・・・・。</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合) 37の10—25の2 ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) 「分割移転割合」は、所得税法令第113条第5項に規定する割合で、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・・・。 (注) 2 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・、所得税法令第113条第6項の規定により、次の算式によって計算した金額となり、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・、所得税法令第113条第5項又は第6項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p>